

加茂市総合計画審議会条例

平成5年3月 26 日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、加茂市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、加茂市総合計画に関する事項について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 公共的団体等の役職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 市民

3 委員の任期は、諮問に基づく事項について答申が終了するまでの間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、調査及び審議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月 22 日条例第6号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月 22 日条例第6号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。